

議長に森新一議員、副議長に三浦和一議員を選出  
全国に先駆けた「あついで！熊谷お祭り条例」を可決



6月市議会定例会は、6月6日から6月25日までの20日間を会期として開かれました。この議会では「熊谷市税条例の一部を改正する条例」などの市長提出議案23件を審議し、13件を原案可決、7件を承認、3件の人事案件に同意しました。また「あついで！熊谷お祭り条例」など議員提出議案3件を原案可決しました。  
6月6日には正副議長の選挙を行い、新しい正副議長を選出しました。

正副議長を選出

6月6日、松浦紀一議長、福田勝美副議長の辞職に伴い、正副議長選挙を行いました。  
選挙の結果は、次のとおりです。

◇議長選挙

投票総数 32票  
富岡 信吾・・・14票  
森 新一・・・14票  
大山美智子・・・2票  
無効・・・2票  
選挙の結果、上位2名の得票数が同数のため、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法の規定に基づき「くじ」を実施した結果、森新一議員が議長に当選しました。

◇副議長選挙

投票総数 32票  
三浦 和一・・・22票  
桜井くるみ・・・2票  
加藤 恒男・・・1票  
林 幸子・・・1票  
無効・・・6票  
この結果、三浦和一議員が副議長に当選しました。

監査委員の選任に同意

6月11日、議会選出の監査委員に大久保照夫議員を選任したい旨の議案が市長から提出され、同意しました。

農業委員会委員の推薦

6月11日、議会が推薦する農業委員会委員として、野澤久夫議員、原口健二議員、新井正夫議員を推薦しました。

総務文教常任委員会正副委員長を互選

6月20日、総務文教常任委員会において、黒澤三千夫議員を委員長に、関口弥生議員を副委員長に互選しました。

妻沼南河原環境施設組合議会議員の補欠選挙

6月25日、松岡兵衛議員が妻沼南河原環境施設組合議会議員に選出されました。



副議長 三浦和一



議長 森新一

永年勤続議員表彰される

全国並びに埼玉県市議会議長会から、次の議員が永年勤続議員として表彰されました。  
〔15年以上勤続表彰〕

- (写真右から)
- 磯崎 修議員
  - 松岡 兵衛議員
  - 松本 富男議員
  - 新井 正夫議員
  - 加賀崎千秋議員
  - 大久保昭夫議員



市長の提案説明

初日（6月6日）の本会議では、市長から次のような提案説明がありました。

「本年2月の記録的な大雪は、改めて自然災害の怖さを実感するとともに、災害への備えや地域コミュニティの重要性を再認識するなど、大きな教訓となった。現在、課題を整理し、防災計画の見直しを行い、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組んでいる。また、大雪による被害に対しては、現在も各種の支援を行っており、中でも被害が甚大だったビニールハウス等の農業用施設については、現在、関係機関と連携しながら、補助金申請の受付準備を進めており、一日も早く営農が再開できるよう継続的な支援を積極的に取り組んでいく。さて、6月に入り、季節はいよいよ夏を迎える。本市は、昨年、「国内最高気温を記録したまち」を返上したが、厳しい暑さから市民の健康を守るため、「暑さ対策日本一の実施」にふさわしい熱中症対策を実施する。

なお、本市の知名度向上の一助となった「あついで！熊谷事業」は、本年度で10年目を迎える。引き続き、地域資源を活用した特色あるまちづくりを、市民の皆様と協働して推進する。

ところで、人口減少社会への対応は、待ったなしの状況と捉え、本市においても、将来にわたって持続できる都市構造の構築とともに人や企業に選ばれるまちづくりを、喫緊の課題として真剣に取り組んでいく。

さて、消費税率の引き上げから2カ月が経過し、市民生活に及ぼすさまざまな影響が懸念されているところであるが、現在の景気回復基調を維持し、さらにその先の経済再生へとつなげていくためには、何より「地域の元気」が不可欠と認識しており、地域経済を支える地方自治体として打つべき施策に取り組んでいくので、皆様には御協力をお願いしたい。

それでは、今定例会に提案する議案について、まず、**今回の補正予算**は、まだ年度開始間もない時期なので、国の予算執行に伴うものや、早急に対応が必要となった事業を

計上した。初めに、**歳出の主なもの**は、総務費では、国のマイナンバー制度に対応し、住民基本台帳システムなど関係する情報処理システムを改修するための経費を計上するほか、スポーツの振興を推進するため、新たに設置を提案させていただいているスポーツ振興基金への積立金などを計上する。

**衛生費**では、地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム等を備えた住宅、いわゆるスマートハウスを、新築または購入した場合に交付する補助金を計上する。

**教育費**では、県の委託を受け、中条地区において、小・中学校と地域の連携による実践的な防災教育を行うための経費を計上する。このほか、市民の皆様からの寄附金を各基金に積み立てる。

次に、**歳入**は、これらの事業の財源として、国・県支出金、寄附金などの特定財源のほか、前年度繰越金を充てるものである。

次に、**一般議案**は、「地方税法」の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の引き上げを

行うとともに、法人市民税に係る法人税割の税率の引き下げ等を行う「熊谷市税条例の一部を改正する条例」などを提案する。」

審議の概要

6月6日の本会議では条例案や補正予算案に対する質疑が行われた後、各議案は所管の常任委員会に付託され、12日には総務文教常任委員会および環境産業常任委員会において、また13日には市民福祉常任委員会および都市建設常任委員会において、さらに20日に総務文教常任委員会において付託された議案についてそれぞれ審査が行われました。

最終日（25日）の本会議では、各常任委員長から案件審査の経過および結果が報告され、質疑、討論を行い、市長提出議案をすべて原案どおり可決、また人権擁護委員候補者について同意しました。

さらに「あついで！熊谷お祭り条例」をはじめ3件の議員提出議案を原案どおり可決し6月定例会は閉会しました。各議案の審議結果は次の表のとおりです。

# 平成26年第2回定例会 審議結果

○:賛成・×:反対・欠:欠席・退:退席

議案番号	議席番号・議員 議案件名	審議結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
			小池厚	関野高広	守屋淳	林幸子	関口弥生	野澤久夫	原口健二	大嶋和浩	山田忠之	黒澤三千夫	杉田茂美	須永宣延	小林一貫	松浦紀一	桜井くるみ	松本貢市郎	三浦和一	大山美智子	森新一	加藤恒男	富岡信吾	福田勝美	磯崎修	松岡兵衛	松本富男	新井正夫	加賀崎千秋	新井昭安	新井基一	新井清次	大久保照夫	栗原健昇	
第30号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度一般会計補正予算(第7号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第31号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度熊谷市下水道特別会計補正予算(第2号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第32号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第33号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第34号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第35号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第36号	専決処分の承認を求めることについて (市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第37号	平成26年度 熊谷市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第38号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第39号	熊谷市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第40号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第41号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第42号	熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第43号	熊谷市スポーツ振興基金条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第44号	工事請負契約の締結について (熊谷市スポーツ・文化村建築改修工事(第2期))	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第45号	工事請負契約の締結について (熊谷市立奈良小学校屋内運動場建築工事)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第46号	工事請負契約の締結について (熊谷市立久下小学校屋内運動場建築工事)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第47号	市道路線の認定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第48号	市道路線の廃止について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第49号	熊谷市監査委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第50号	工事請負契約の締結について (熊谷市立星宮小学校屋内運動場建築工事)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第51号	熊谷市固定資産評価員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第52号	人権擁護委員候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提議案第3号	あついで！熊谷お祭り条例	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提議案第4号	民法の改正による個人保証の原則的廃止を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提議案第5号	法曹養成制度の抜本的な見直しを求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は採決に加わりません

## あついで！熊谷お祭り条例を可決

6月定例会6月25日の本会議に、議員提出議案として本条例が提案され、審議の結果、全員の賛成により、本条例を可決しました。

### あついで！熊谷お祭り条例

私たちのふるさと熊谷には、関東一の祇園と称される熊谷うちわ祭、戦災復興を願って復活した熊谷花火大会など、先人のたゆまない努力の下、地域に根ざしたお祭りや伝統行事が数多く継承され、市内外から多くの集客を誇っています。

熊谷の伝統と特色ある文化を発信し、熊谷の魅力伝えるお祭りや伝統行事には、担い手となる地域の人々だけでなく、本市のお祭りや伝統行事を愛し、誇りに思う全ての人々の力が重要です。よって、本市のすばらしいお祭りや伝統行事を次世代に引き継ぎ、魅力あるふるさと熊谷の活性化に資するため、みんながサポーターとなるべく、あついで！熊谷お祭り条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、本市のお祭り及び伝統行事に対する意識の高揚と参加を促し、市民、事業者及び市の協働により、まちのにぎわいの創出及び観光の振興を図り、もって豊かな地域づくりに資することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例において「お祭り等」とは、本市のお祭り及び伝統行事で、まちのにぎわいを創出し、観光振興への寄与が認められ、又は寄与することが見込まれるものをいいます。

#### (市民の役割)

第3条 市民は、家庭、学校、職場及び地域において、お祭り等の理解を深め、参加、観覧その他お祭り等への支援・協力を努めるものとします。

#### (事業者の役割)

第4条 事業者は、地域社会の一員として積極的に地域のお祭り等に参画するとともに、支援・協力を努めるものとします。

#### (市の役割)

第5条 市は、市民及び事業者がお祭り等の感動と楽しさを享受できるように、お祭り等への参加及び協力を促し、支援に努めるものとします。  
第6条 市は、市民、事業者等のお祭り等に対する理解と関心が深まるよう、お祭り等の情報発信に努めるものとします。  
第7条 市は、お祭り等に関する伝統文化の保存及び継承に対する支援に努めるものとします。

#### (熊谷お祭りサポーター宣言の日)

第6条 市は、7月1日を熊谷お祭りサポーター宣言の日とし、お祭り等に対する意識の高揚を図ります。

#### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

#### 附則

この条例は、平成26年7月1日から施行します。